

第 1 回江田島市公共交通協議会における書面審議の結果について

1 概要

令和 3 年 5 月 1 4 日付けで書面審議により行った第 1 回江田島市公共交通協議会について、書面審議の結果を報告します。

2 提出議案

議案 1 : 令和 3 年度江田島市公共交通協議会の議長選任について

議案 2 : 令和 2 年度決算及び監査報告について

議案 3 : 江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約案について

議案 4 : 江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

3 書面審議結果

全ての議案において、江田島市公共交通協議会委員の全委員（1 8 人）から承認されました。

令和3年度江田島市公共交通協議会の議長選任について

1 理由

令和3年3月18日付けで前議長である県立広島大学名誉教授 野原建一氏が本協議会委員を退任したため、令和3年度の江田島市公共交通協議会の議長選任を行います。

2 候補者

広島商船高等専門学校 教授 岡山 正人氏

3 選任理由

- 岡山氏は、学識経験者として交通に関する知識が豊富であること。
- 前議長である県立広島大学名誉教授 野原建一氏に相談したところ、岡山氏は本協議会との関与も深く、適任と考えるとの御意見をいただいたため。

議案 2

資料No. 2

江田島市公共交通協議会
令和3年5月14日

令和2年度 江田島市公共交通協議会決算

歳入

(単位:円)

科目	予算現額A	収入済額B	増減額 B-A	説明
1 負担金	19,500,000	19,500,000	0	
1 負担金	19,500,000	19,500,000	0	
1 負担金	19,500,000	19,500,000	0	・市負担金 19,500,000
2 繰越金	4,510,000	7,170,492	2,660,492	
1 繰越金	4,510,000	7,170,492	2,660,492	
1 繰越金	4,510,000	7,170,492	2,660,492	・前年度からの繰越金 7,170,492
3 補助金	0	0	0	
1 国庫補助金	0	0	0	
1 国庫補助金	0	0	0	
4 諸収入	1,000	75	△ 925	
1 諸収入	1,000	75	△ 925	
1 諸収入	1,000	75	△ 925	・預金利子 75
歳入合計	24,011,000	26,670,567	2,659,567	

歳出

(単位:円)

科目	予算現額C	支出済額D	不用額 C-D	説明
1 運営費	519,000	319,024	199,976	
1 会議費	486,000	299,520	186,480	
1 会議費	486,000	299,520	186,480	・協議会委員報償費・費用弁償・振込手数料 289,250 ・会議用お茶代 10,270
2 事務費	33,000	19,504	13,496	
1 事務費	33,000	19,504	13,496	・普通旅費 17,120 ・事務用消耗品 2,384 ・振込手数料(運営費の支払に係るもの) 0
2 事業費	23,491,000	17,993,758	5,497,242	
1 事業費	23,491,000	17,993,758	5,497,242	
1 事業費	23,491,000	17,993,758	5,497,242	・おれんじ号運行関連経費 15,317,721 ・地域公共交通網形成計画推進費 2,676,037 公共交通マップ作成 494,780 バスロケーションシステム及びデジタルサイネージ年間使用料等 1,463,770 乗って江田島航路スタンプラリー2020に係る経費 622,034 インターネット等による情報提供(年末年始ダイヤ) 71,715 乗合タクシーマグネット 11,088 振込手数料(その他) 12,650
3 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
歳出合計	24,011,000	18,312,782	5,698,218	

歳入合計 26,670,567円 — 歳出合計 18,312,782円

＝次年度への繰越金 8,357,785円

令和3年5月14日

江田島市公共交通協議会
会長 土手 三生

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約案新旧対照表（抜粋）

改正部分抜粋 下線部について改正	
改 正 案	現 行
<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通に関する計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うため、</u> 又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、令和3年5月 日から施行する。</p>	<p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行なうため、</u> 又、道路運送法（昭和26年法律第183号）第1条の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な船舶及びバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。</p>

江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定申請に伴い、協議会での承認が必要となるため、次の内容について協議します。

1 計画の名称 「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」

2 計画の期間 令和4年度から令和6年度まで

3 概 要

○令和4年度に補助金の交付を受けるため、本計画の認定申請を行います。

- ・平成22年10月から市内の交通空白不便地域の移動手段を確保する目的で運行している予約乗合型タクシー「おれんじ号」
- ・平成24年4月から三高～宇品航路の大須棧橋抜港に伴い運行を開始した乗合タクシー「江田島北部朝夕便」

○この計画の認定を受けた運行系統の運行事業者は、国の地域公共交通確保維持改善事業費（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）の補助対象となります。

○補助対象期間終了後、その運行実績により補助金の交付申請を行うことで、補助金が交付されます。

運行系統	運行日等	便数/日	適合基準等	運行事業者 (補助対象事業者)
江田島北部線	月・水・金	5便	・補助対象地域間幹線バス 系統への接続 ・過疎地域の運行	(株)江田島タクシー
江田島北部 朝夕便	毎 日	朝1.5便 夕1.5便		
沖美北部線	月・水・金	4便	・過疎地域の運行	三高タクシー
沖美南部線	月～土	4.5便	・補助対象地域間幹線バス 系統への接続 ・過疎地域の運行	(有)能美タクシー

【主な記載事項】

- ・事業の目的と必要性、定量的な目標と効果
- ・運行系統の概要、補助対象事業者
- ・協議会の開催状況、利用者等の意見の反映状況 など

4 認定申請書

別紙（案）のとおり

5 今後のスケジュール

- ・本協議会で承認を得られましたら、それを証する書類とともに、国土交通大臣に申請を行います。
- ・提出は、広島運輸支局経由で行います。その際に、広島運輸支局との調整の中で、微修正を行う可能性があります。

※フィーダー系統とは

港やバス停などにおいて、地域間交通ネットワークと接続する系統で、乗継に適したダイヤ設定など、乗継の円滑化のための措置が講じられているものを言います。

「おれんじ号」「江田島北部朝夕便」は、港やバス停で船や路線バスとの接続を考慮したダイヤ編成を行っています。